平成２１年（フ）第１６６号
佐賀県伊万里市大坪町甲2586番地８
債務者　佐々木靖子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６７号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地５
債務者　平川　美香
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１４４１号
名古屋市天白区焼山１丁目401番地　ルーミー光栄203号
債務者　宮庄知代佳
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６６号
福岡県中間市扇ヶ浦１丁目１番２号
債務者　林田　隆義
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５７１号
北九州市小倉北区紺屋町７番18―303号　外山あいり方
債務者　堀内真由美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５８０号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台20番404号
債務者　前濱　洋隆
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０４号
奈良県天理市富堂町156番地１
債務者　加納　誠悟
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
奈良県天理市平等坊町217番地３
債務者　山岡　敏子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
奈良市法蓮町597番地の２　森マンション210号
債務者　田中こと　籠本　俊子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅３―408
債務者　森　　和弘
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
奈良県天理市櫟本町3097番地
債務者　梅本　太郎
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５号
千葉県匝瑳市久方381番地２
債務者　鈴木　勝義
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第８８号
千葉県東金市関下511番地５
債務者　町田　定子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４号
千葉県山武市日向台34番地13
債務者　矢部美奈子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０号
千葉県東金市東上宿21番地４　レインボーハイツ201
債務者　阿部倉桂司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
千葉県銚子市上野町266番地の５
債務者　宮内　一夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４８号
福岡県京都郡みやこ町豊津５番地４
債務者　田中　瑞江
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
青森市千刈３丁目22番14号
債務者　岡田　浩樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係